雑損控除等説明会を開催します

~東日本大震災により被害を受けられた方へ~

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の軽減または免除を受けることができる場合があります。また、市県民税においても所得税と同様の軽減措置が講じられています。

これらの軽減措置を受けるため、水戸税務署による説明会を、次の日程で 開催しますのでぜひ、ご参加ください。





※震災特例法の施行により、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、軽減等の措置を 受けることができます。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域
10月12日 (水)	10:00~12:00	友部公民館 大ホール	友部地域にお住まいの方
10月12日 (水)	13:30~15:30	友部公民館 大ホール	友部地域にお住まいの方
10月13日 (木)	10:00~12:00	岩間支所 2階 会議室 (市民センターいわま)	岩間地域にお住まいの方
10月13日 (木)	13:30~15:30	岩間支所 2階 会議室 (市民センターいわま)	岩間地域にお住まいの方
10月14日 (金)	10:00~12:00	笠間公民館 大ホール	笠間地域にお住まいの方
10月14日 (金)	13:30~15:30	笠間公民館 大ホール	店舗・貸付不動産に被害が あった方

※会場の収容可能人員の都合上、地区を割り振りましたが、都合の悪い場合は、他の対象地域の説明会に ご参加ください。

【問合せ】 笠間市総務部税務課

Tel 0296-77-1101 (内線112・113)
Tel 0299-37-6611 (岩間地域の方)

水戸税務署個人課税部門

Tel 029-231-4211

(自動音声案内で「2|をお選びください。)

平成24年2月からの笠間市各会場での申告相談については、大変な混雑が予想されるため、 事前に雑損控除の計算を済ませていただくなどご協力をお願いすることになります。 この機会に、説明会へ積極的にご参加ください。

